

総務委員会資料

平成 28 年 5 月 19 日

財 政 局

1 陳情の審査

(1) 陳情第 48 号 国に対して消費税増税を中止する意見書の提出を求める陳情

資料 1 消費税・地方消費税の概要

資料 2 消費税・地方消費税の流れ

資料 3 消費税の国・地方の配分と用途

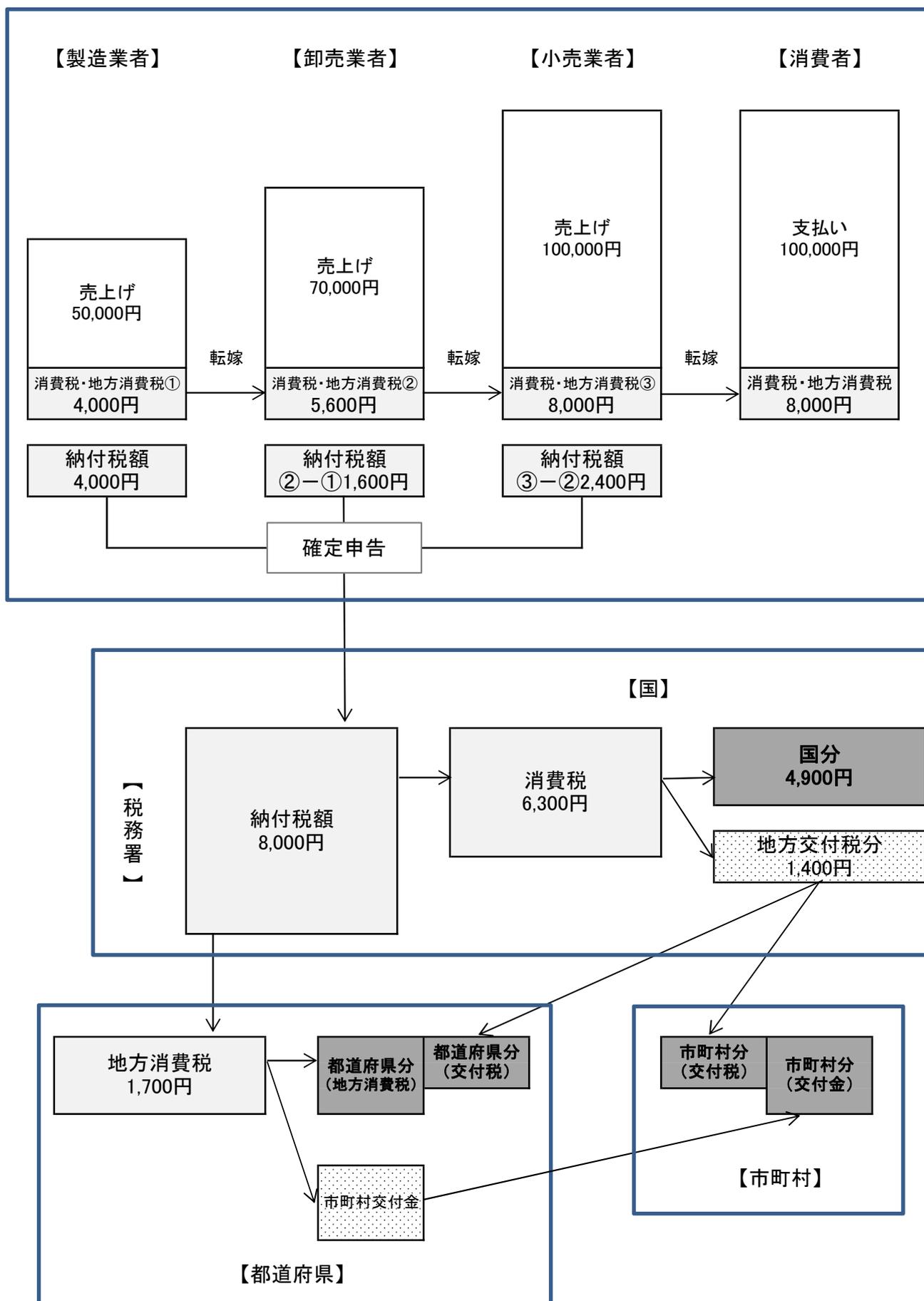
消費税の税収及び地方消費税交付金の推移

資料 4 軽減税率制度の概要

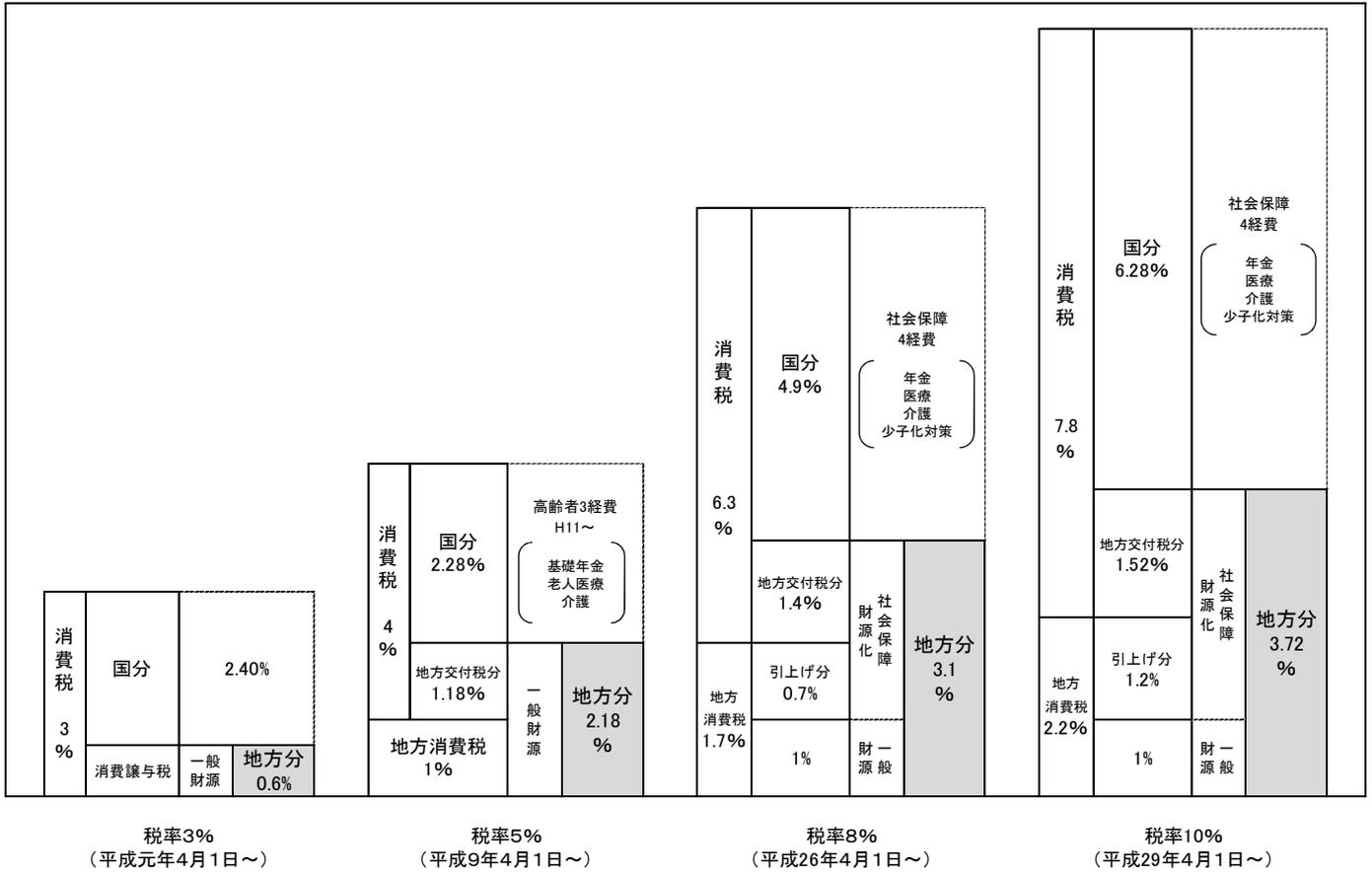
消費税の概要

項目	概要	
課税対象	国内において事業者が行う資産の譲渡及び役務の提供等 ※ 対価を得て行う取引のほとんどが課税の対象	
納税義務者	事業者及び輸入者	
課税標準	課税資産の譲渡等の対価の額及び輸入の際の引取価格	
税率	8%(消費税6.3%、地方消費税1.7%) ※ 平成29年4月1日以後 10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)	
納付税額の計算	消費税	課税売上高×税率－仕入税額
	地方消費税	消費税額×17/63(平成29年4月1日以後 22/78)
非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の譲渡・貸付け ・住宅の貸付け ・郵便切手類、印紙等の譲渡 ・医療保険各法の医療 ・教科書用図書等の譲渡 等 	
中小企業に対する 特例措置	事業者免税点制度	原則として、基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者等は納税義務を免除
	簡易課税制度	基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者等は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率) 第1種事業(卸売業)・・・90% 第2種事業(小売業)・・・80% 第3種事業(製造業等)・・・70% 第4種事業(その他の事業)・・・60% 第5種事業(サービス業等)・・・50% 第6種事業(不動産業)・・・40%
申告・納付	確定申告	法人 課税期間の末日から2か月以内
		個人 翌年の3月末まで
	中間申告	直前の課税期間の年税額に応じて、次のとおり区分されている。 ・48万円超400万円以下：年1回(前課税期間の年税額の1/2) ・400万円超4,800万円以下：年3回(前課税期間の年税額の1/4) ・4,800万円超：年11回(前課税期間の年税額の1/12)
価格表示	総額表示を原則とするが、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間で、税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税込価格を表示することを要しない。	

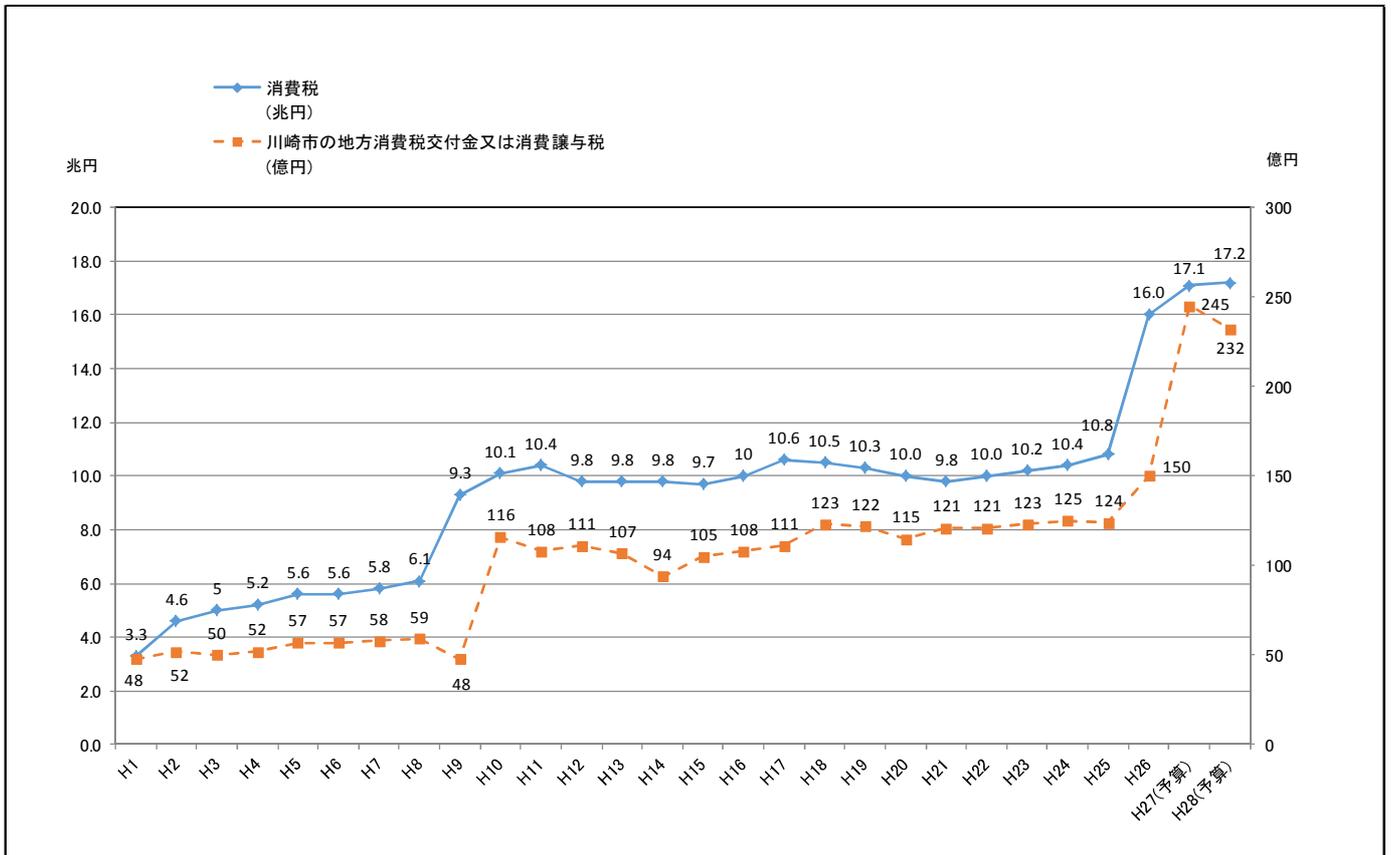
消費税の流れ



消費税の国・地方の配分と使途



消費税の税収及び地方消費税交付金の推移



軽減税率制度の概要

消費税率引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、

- 平成29年4月1日より「酒類・外食を除く食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に消費税の軽減税率制度を導入します。

※輸入時に課される「酒類を除く食料品」の消費税についても軽減税率の対象となります。

- 軽減税率対象品目の税率は8%とします(標準税率は10%)。



(平成28年度税制改正パンフレット(財務省)抜粋)